

# 公益社団法人都城青年会議所 入会金及び会費使用用途に関する規程

## 第1章 総 則

### 第1条（目 的）

本規程は、公益社団法人都城青年会議所が社会から受けた信頼とその負託に応えるべく、入会金及び会費の使用用途に占める公益目的事業費の比率について規定し、よって公益法人としての存在目的を達成するために、その比率に関する基準を定めるものである。

### 第2条（入会金及び会費の用途）

定款第12条に定める入会金及び会費は、毎事業年度における合計額の20%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

### 附 則

### 第3条

本規程に定めない事項に関しては、すべて理事会において決定する。

本規程は平成27年9月7日より実施する。